

市議会だより

平成29年(2017年)第1回臨時会
 発行 船橋市議会
 編集 広報委員会
 発行日 平成29年(2017年)12月28日
 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
 電話 047-436-3012



第1回臨時会を開会

法人市民税率の改正漏れを是正する議案を審議 条例改正議案は継続審査に

平成29年第1回臨時会は、10月27日及び28日の2日間で開かれました。

今臨時会では、市長から「市税条例等の一部を改正する条例」が議案として提出され、継続審査とすることに決定しました。

改正漏れとなった経緯及び内容

市では、市税条例で規定する法人市民税の税率について、当初予定されていた平成29年4月1日からの消費税増税等にあわせて、当該日から税率を引き下げる措置を取ることとしていました。

その後、消費税増税等が平成31年10月1日に延期されたことを受け、平成29年第1回定例会で、当該税率の引き下げを延期するための市税条例の改正を行う必要がありましたが、「資本金等の額が1億円以下の法人の法人税割額の算定に適用する税率」について、改正漏れがあったことがわかりました。

今回の臨時会では、改正漏れがあった法人市民税率をあるべき税率に是正し、平成29年4月1日まで遡って適用する（遡及適用する）市税条例等の改正議案について、審議を行いました。

改正時期・内容	資本金等の額が1億円超の法人	資本金等の額が1億円以下の法人
従来からの税率	12.1%	9.7%
平成28年第2回定例会改正による税率 法人に対し平成29年4月1日からの消費税増税等の影響をなくすための改正	8.4%	6.0%
平成29年第1回定例会改正による税率 消費税増税等の延期に伴い「従来からの税率」に戻す改正	12.1%	改正漏れにより約8.6%
平成29年4月以降のあるべき税率	12.1%	9.7%

※改正漏れによる税率の詳細については、2ページ「議案の概要」に掲載

議案の概要

市長が提出した議案の概要です。

○市税条例等の一部を改正する条例(第1号)

〔市税条例の一部改正〕
資本金等の額が1億円以下の法人等について、税率の算定規定の整備を行うもの。(公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用)

第1条 市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第34条の4の2第1項中「8.4分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

〔市税条例等の一部を改正する条例の一部改正〕
資本金等の額が1億円以下の法人等について、平成31年10月1日以降の税率の算定規定の整備を行うもの。(公布の日から施行)

第2条 市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、市税条例第34条の4の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第34条の4の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

附則第2条の2中「第34条の4」の次に「及び第34条の4の2第1項」を加える。

施行期日及び遡及適用に関する規定
附則 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市税条例第34条の4の2第1項の規定は、平成29年4月1日以後に終了した、又は終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了した、又は終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

<現在の市税条例の条文>

- 34条の4
法人税割の税率は、100分の12.1とする。
- 34条の4の2
(資本金等の額が1億円以下の法人の)法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

改正漏れによる
現在の条文上の税率
12.1%-(12.1%×2.4/8.4)=8.6%
H29.4以降のあるべき税率
12.1%-(12.1%×2.4/12.1)=9.7%

議案質疑

提出された議案について、市長等に対して質疑したものです。

民進党

三橋 さぶさぶ

質問 税率を平成29年4月1日に遡及適用する判断の根拠として、最高裁判例を確認したとのことだが、判例の具体的事例を挙げ、根拠を明確にすべきでは。

答 税務部長 平成23年9月22日最高裁判所判決で、所得税に係る長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額につき、他の各種所得の金額から控除する損益通算を認めないこととした平成16年4月1日施行にかかる租税特別措置法31条の規定をその年の1月1日以後に個人が行う土地等または建物等の譲渡について遡及適用することとしていることは、憲法84条、租税法主義には反しないというものである。この判断基準として財産権の性質、その内容を変更する程度、その変更によって保護される公益の性質などの諸事情を総合的に勘案して、納税者の租税法上の地位に対する合理的な制約として、許容されるべきものであるかによって判断すべきであるとされ、その判断の結果、遡及適用が合憲とされた事例。

質問 資本金1億円以下の法人には、今回の遡及適用について丁寧に説明をしなければならぬと考えるが、見解は。

答 税務部長 関係する法人の皆様に対

しては多大なるご迷惑をおかけしたことをおわびし、遡及適用したことや理由について丁寧に説明させていただく予定。

質問 遡及適用が違法と判断され、県が起債の許可をしない場合、平成29年度に約200億円を予算を組んでいる起債は、直ちに借金を返済することになるか。

答 企画財政部長 直ちに借金返済となるような借り入れはない状況である。

市民共生の会

齊藤 和夫

質問 租税条例主義に照らせば、今の条例に記載されている税率8.6%が正しく、納税申告書に記載されていた9.7%が誤りということになる。現時点で過徴収分の返還請求があった場合の対応は。また、市は還付を考えていないと報じられているが、そのような発表を行った根拠は。

答 税務部長 現時点では条例と実際の納付が異なっているため、請求があれば還付の手続を行う。また、現在の条例と異なっているものを適正にする方法として、市として税率の遡及適用は可能と判断しており、かつ還付すると、納税者間の公平性の確保という観点からも問題があると考え、今回の条例改正を提案した。

質問 遡及適用ではなく、条例を改正し、平成30年4月1日施行にしても公平性は担保されると思うが、見解は。

答 総務部長 資本金1億円超の法人は平成29年4月1日以降も従前の税率で納税しており、すでに1億円以下の法人との間

に不公平が生じている。さらに遡及適用しないと1億円以下の法人間でも不公平が生じる。仮に30年4月施行とすると1億円超の法人との不公平がさらに拡大するので、遡及適用を考えている。

質問 いくつかの論文で、納税者の不利益になるような遡及適用は認められるべきでないという主張が多かった。改正漏れとはいえ、条例に規定された税率を遡及変更し、より高い税率を課すことは、納税義務の不利益変更に当たるとは。

答 総務部長 もともと9.7%でお支払いいただいており、不利益の程度としては余り高くないと理解している。

日本共産党

金沢 和子

質問 条例に根拠のない税率で徴収を行っている状況が継続されていることの違法性について、専門家に確認したのか。

答 税務部長 確認は行っていない。

質問 明確に条例に基づかない税率が申告書に記載されている。違法性が非常に高いのではないかと思うが、見解は。

答 尾原副市長 申告書に9.7%と誤った税率を記載し送付していることは条例に反し不適切であるが、法律上の意味において違法行為を行っているものではない。

質問 還付請求が来て裁判になり、違法であると判断された場合、誤った税率で出された納付書や納税証明書の効力がどうなるか、想定し確認しているのか。

答 税務部長 確認はしていない。条例

の不備を正すためにこのような趣及適用をする条例改正を提案した。

質問 今回の事案は市に対する信頼を裏切るものであり、市民や中小企業の皆様に深刻な被害を与える事態。市長及び職員の見解はどのようなものか。

答 総務部長 今回の件は、地方公務員法第33条信用失墜行為の禁止等に該当する可能性がある。事実関係を精査し、類似事例を調査の上、厳正に対処する。

市長 私を含め全体的に結論が出た時点で厳格に対処し議会にお諮りしたい。

質問 自ら調査・判断し厳正に対処するのが肝心。この条例が成立してからも聞かせるが、余りにも無責任では。

答 総務部長 趣及する条例を承認したければ市への被害額はなくなるが、そうでなくなる場合は影響が変わってくることもあるため、そのように申し上げた。

公明党

石崎 幸雄

質問 地方税においては自治体の責任が大きく、その責任と信頼感で成り立っているといえる。法人市民税は申告納税制度であるのに対し、個人市民税は賦課課税制度。市民は全面的に市役所の数字を信じて納税している。市民からの信頼を回復させるには大変な力が必要であり、今後の税務行政にも大きな影響がある。今後の具体的な対策は。

答 税務部長 再発防止策、特に条例改

正の部分については、より慎重に取り扱うよう組織的にも改めたい。また、信頼回復には時間がかかると思うが、市民の皆様、法人の皆様には丁寧に説明したい。

質問 法人に送付されている法人市民税の申告書には税率が記載されているが、ホームページ掲載の申告書には記載されていない。事務手続上もしっかりとした対応が必要であり、それが納税制度の正確性につながると考える。見解は。

答 税務部長 ホームページ上に税率を載せるか、各法人に送る申告書から税率を抜くか、今後検討していく。

質問 29年4月1日から10月20日までの1342件の法人税割額は合計2億8740万7100円。これは調定金額か。

答 税務部長 法人が申告した額であり、調定金額となる。

質問 申告された数字が調定金額となるとすれば、根拠条例との関連について、会計処理の段階でもこの問題を考える必要がある。会計管理者はどのように処理したか、わかる範囲で何う。

答 税務部長 会計上は、そのまま法人市民税の調定額として調定されている。

研政会

長谷川 大

質問 先番議員の質問からわかるように、今回の件はいろいろな受けとめ方があると思うが、本事件は、地方自治の根幹とも言える市税徴収事務に関してあ

り得ない、そしてあってはいけない大きな過ちを犯したということ、そのことを殊さら矮小化し、議会や記者クラブに対しての説明を行い、糊塗していること、地方公共団体の信用を大きく失墜する行為でありながら、いまだにその被害者とも言える納付済み納税者への謝罪が行われていないこと、事件発覚から現在まで行われている憲法、地方自治法、地方税法に対する違法行為、平成29年第1回定例会の改正議決された船橋市市税条例を無視するという議会軽視の最たるものであること、それらの行為がすべて市役所が間違いを犯すわけではないという市民の全幅の信頼を大きく裏切る行為であることと、数人の議案質疑を終えた現段階でも最低でもそれだけは言えると思う。今後

の委員会での調査によって、また、どのような市民生活への影響、信用失墜行為が出てくるかは不透明である。そんな中で臨時会を招集したこと自体、私は不誠実であると考えている。提案理由の説明があった時に市長は謝罪をしたが、何についての謝罪だったのか。

答 市長 今回の改正ミスにより、関係法人の方に納税に対する信頼を失ったこと、市民の皆様からの信頼を失ったこと、本来あるべき条例でないものを議会に提案し、審議、議決をいただき、今回臨時会を開かざるを得ない状況になったことに対しておわびを申し上げた。

委員会の報告

付託された議案について、担当する内容を専門的に話し合い、委員会としての結論を本会議に報告します。

総務委員会

議案

第1号は、「本事件は地方自治の根幹

とも言える市税徴収業務に関して、あり得ない、そしてあってはいけない大きな過ちを犯した市長が、殊さらそのことを矮小化し、議会や記者クラブに対しての説明を行い、糊塗することだけに専念している。地方公共団体の信用を大きく失墜するこの行為を断じて許すことはできない。そのような状況であるにもかかわらず、十分な審査、審議ができるような時間をとらない日程になっていることは極めて遺憾である。本事件が市民生活に与える影響は現段階でははかり知れない状況にあり、その信用失墜行為は一度とあってはならない。現在の違法状態は是正できるものであり、直ちに行うべきである。議会は時間をかけてでも、根本からその原因究明を行い、市長にかわって説明責任を果たす役割が生じていると考える。今回の具体的事務の処理に関して、しっかりとした調査と議論を行い、意思決定するべき」との継続審査を求める動議があり、このことについて諮ったところ、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

議案の議決結果										
付託委員会	議案番号	件名	自由市議会	公明党	日本共産党	市民共生の会	民進党	船橋清風会	研政会	議決結果
総務	議案第1号	船橋市市税条例等の一部を改正する条例								継続審査

○賛成 ×反対

閉会中の委員会報告



今臨時会において当該議案を継続審査とすることに決定したため、議会の閉会中においても、当該議案の審査等を行いました。

第1回臨時会閉会後から第4回定例会開会前に行われた、議案審査等の模様を報告します。

総務委員会



10月28日 会議

- 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（継続審査事件）の審査日程等について
議案第1号 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（継続審査事件）の審査日程等について、協議を行いました。

11月10日 会議

- 平成28年度決算について（東葉高速鉄道株式会社）
東葉高速鉄道株式会社 代表取締役社長他3名を参考人として招致し、説明を受けた後、質疑を行いました。
また、議案第1号 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（継続審査事件）の審査方法等について、協議を行いました。

11月13日 会議

- 付託事件の審査 議案第1号 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（継続審査事件）
議案第1号 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（継続審査事件）について関係課に質疑を行い、「市長に法令遵守に基づく事務執行を求める決議について」を、賛成多数で可決しました。
また、明治学院大学法学部教授 渡辺充氏の参考人招致を議決し、早稲田大学大学院教授 西口元氏を参考人招致する提案がなされました。

次のふなばし市議会だより（平成29年第4回定例会号）は、平成30年1月25日に発行予定です

今回継続審査となった議案の議決結果等も掲載する予定です

自由市議会		船橋清風会		民進党		市民共生の会		日本共産党		公明党		研政会	
いとう紀子	小平奈緒	長野春信	浅野賢也	藤代清七郎	鈴木ひろ子	滝口一馬	渡辺賢次	佐々木克敏	川井洋基	大矢敏子	日色健人	中村静雄	七戸俊治
鈴木心一	桜井信明	木村修	松橋浩嗣	橋本和子	藤川浩子	石崎幸雄	松壽裕次	鈴木いくお	斎藤忠	松崎佐智	坂井洋介	渡辺ゆう子	金沢和子
岩井友子	関根和子	池沢みちよ	三宅桂子	朝倉幹晴	つまがり俊明	浦田秀夫	神田廣栄	三橋さぶろう	高橋けんたろう	岡田とおる	斉藤誠	鈴木和美	杉川浩
滝口宏		長谷川大	石川りょう	島田たいぞう									

（平成29年10月28日現在）

会派の構成